



はじめに



女性と男性が、互いに人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮して、平等な構成員としてあらゆる分野に参画できる男女平等参画社会の実現は、豊かで活力ある社会を築く上で不可欠であります。

男女平等に関する取り組みは、昭和50年の「国際婦人年」以降の世界女性会議の開催など、国際的にも急速に展開されております。わが国におきましては、こうした国際社会の潮流を受け、平成11年に「男女共同参画社会基本法」や「改正雇用機会均等法」が施行され、

平成13年には「DV防止法」が施行されるなど、法制度の整備が進められてきました。

水戸市におきましては、平成7年の「水戸市女性行動計画」の策定、平成8年の「男女共同参画都市」の宣言、平成13年の「日本女性会議」の開催など、各種の施策に取り組んでまいりました。

またこの間、平成13年3月に議員提案による「水戸市男女平等参画基本条例」が制定され、その中で「市が行う基本的施策」として「基本計画の策定」が位置づけられました。

そこで、これまでの成果を踏まえつつ、少子・高齢化や国際化など、社会の変化に適切に対応できるように、これからの11年間の総合的な施策を推進するための指針となる「水戸市男女平等参画推進基本計画」を策定いたしました。

今後は、この計画に基づいてさまざまな施策を積極的に展開してまいりたいと考えておりますが、市民の皆様におかれましては、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場において、男女平等参画が真に実感できる社会を目指し、その実現に向けて取り組んでいただきますよう、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、計画策定に当たりまして、水戸市男女平等参画推進委員会の委員の皆様にご慎重なご審議をいただいたほか、多くの市民の方々から貴重なご意見をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

平成16年7月

水戸市長 加藤 浩一